

沖縄県縫製業最低工賃の決定（改正決定）に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

沖縄地方労働審議会一般公示第1号

沖縄県縫製業の最低工賃の決定（改正決定）について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、沖縄県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和7年5月8日までに、沖縄地方労働審議会（那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階 沖縄労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年4月24日

沖縄地方労働審議会
会 長 越 野 泰 成



(別紙)

意 見 書

令和7年4月24日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した沖縄県縫製業最低工賃の決定(改正決定)について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和7年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

沖縄地方労働審議会

会 長 越 野 泰 成 殿